

平成24年9月5日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成24年9月20日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

第2 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成24年9月20日（木）午後1時00分 開議

○議長（伊藤すすむ君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（伊藤すすむ君） ここで報告します。

去る14日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に初谷智津枝君、副委員長に矢部義明君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日、市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定について、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（伊藤すすむ君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（伊藤すすむ君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○総務委員会委員長（鈴木敏文君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る14日の本会議において付託されました報告1件、議案5件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、平成24年7月26日に、茂原市保健センターの空調設備の屋外冷却塔が故障し、冷温水機の取替工事の必要が生じたため、「平成24年度茂原市一般会計補正予算（第3号）」について、急施を要するものとして、平成24年8月1日に専決処分がなされたことに対して議会の承認を求めるものです。

補正予算の内容は、歳入歳出それぞれに1680万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億8255万9000円にしたものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「冷温水機は、設置以降、どのくらいの期間が経過しているのか。また、今回の契約はどんな形態であったのか」との質疑に対し、「当該機械は、平成3年に設置して以降21年経過しており、これまでの間、何回か一部補修を行うことにより対応を図ってきたが、今回は補修がきかないため、当該機械の製作者である業者との間で随意契約を行った」との答弁がありました。

次に、「冷温水機とは、どのような機械であるのか」との質疑に対し、「冷気をつくるための外部装置である」との答弁がありました。

次に、「冷温水機の故障によって、茂原市保健センターでは支障が生じているのではないのか。そしてまた、復旧に至るまでどのくらいの期間を要するのか」との質疑に対し、「8月1日に発注し、機械製作のために8月いっぱいかかり、9月に設置するに至った。このため、検診事業等については、隣の市民体育館の会議室を使用することにより対応を行った」との答弁がありました。

さらに、「市の施設である図書館や総合市民センター等は次々と故障が発生しており、修理完了するまでの期間がかかっている。施設がだめになってから対応するのではなく、もっと前に維持管理計画を立てて対応することはできないのか」との質疑に対し、「26年度からの次期3か年計画を目指して、中長期的視野に立ち、建物、道路、橋等の補修計画を立てていきたい」との答弁がありました。

次に、「冷温水機については、減価償却はどのようになっているのか」との質疑に対し、「耐用年数は15年であり、既にその期間を経過している」との答弁がありました。

さらに、「なぜ随意契約を行ったのか」との質疑に対し、「急施を要するため、製作会社である業者と契約を行った」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号については全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第1号「平成24年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145億1186万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403億9442万5000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「非常用対策のための自主防災会備品の購入については、どこの自主防災会が今回の対象なのか。また、防災備蓄倉庫がまだ未設置である公共施設が存在しているが、今後の設置予定はどうなっているのか」との質疑に対し、「高師第6、高師富士見、木崎西部、北塚の合計4つの自主防災会が対象であり、また、公共施設への今後の防災備蓄倉庫の設置については、まだ未定である」との答弁があり、また、「総合市民センターのトイレ改修の内容は、どのようなものなのか」との質疑に対し、「各階の中央トイレにおける和式便器から洋式便器への交換、タイル改修、天井と照明の交換であり、身体障害者用トイレの改修については対象となっていない」との答弁がありました。

次に、「旧南中学校プールの解体については、なぜ補正予算で対応するのか」との質疑に対し、「消防署からの要望により、当該地域に新しい消火栓が設置されたことから、防火水槽として使用していた旧南中学校プールの消火栓の役目が終了となったことに伴い、解体するものである」との答弁がありました。

次に、「地域密着型サービス施設等整備補助金の対象となっている小規模特別養護老人ホームについては、その規模や開設場所はどのようになっているのか」との質疑に対し、「新規に開設されるものの規模は29床であり、開設場所等については選定委員会により決定される。また、三ヶ谷にある20床の施設については、9床の増床が予定されている」との答弁がありました。

さらに、「青年就農者確保・育成給付金の内容はどうなっているのか」との質疑に対し、2名の方へ、1年に各150万円となっており、今回は半年ということで75万円の2名分となっている。また、対象期間は5年である」との答弁がありました。

さらに、「歳入の中で、臨時財政対策債が市債として計上されているが、これは交付税措置されるのか」との質疑に対し、「この分については、交付税措置される」との答弁がありました。

た。

さらに、「歳入の総務費寄附金の100万円については、指定寄附であるのか」との質疑に対し、「公用車購入のための指定寄附である」との答弁がありました。

さらに、「指定文化財保護保存事業の補正予算が計上されているが、ミヤコタナゴの生息地である水路の護岸工事や側道整備を行い、環境管理に際し、人力を要することの軽減を図ることができないのか。付近の環境はすばらしいので、人口増加につながるような茂原の観光地になるのでは」との質疑に対し、「ミヤコタナゴは地元方々の御協力により相当数が増えてきており、茂原として誇れる場所である。今後は、草刈りについては協力者の方々を増やすとともに、また、整備計画については担当課や専門家の方々と協議し研究をしていく」との答弁がありました。

次に、「防災備蓄倉庫の備品として、避難所運営マニュアルを加えることはできないのか。また、防災備蓄倉庫の未設置の場所はどこなのか」との質疑に対し、「マニュアルについては、防災担当課と連携し方向性を確認する。また、防災備蓄倉庫の未設置の場所は、茂原樟陽高校、西陵中学校、図書館、鶴枝公民館である」との答弁がありました。

次に、「子ども医療費扶助費の対象者は、何名であるのか」との質疑に対し、「26名である」との答弁がありました。

さらに、「道路側溝清掃委託料の内容は何か」との質疑に対し、「側溝清掃により発生した土の保管量が放射能の影響で一時的に増大したため、搬出先である横芝光町へ搬送する予算である」との答弁がありました。

さらに、「都市公園補修工事の内容は何か」との質疑に対し、「当初予算に計上していない富士見公園管理棟のアスベスト除去工事が執行されたため、当初予算に計上していた公園補修、公園施設設置工事を計上した」との答弁がありました。

さらに、「消防費負担金補正のうち、茂原市の負担内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「今回は総額1470万円のうち、均等割、人口割等の負担割で決まるが、総額に対する単純な茂原市の負担割合は56%である」との答弁がありました。

次に、「交通安全施設等整備工事費の内容は何か」との質疑に対し、「市内小学校のうち、茂原小、西小、緑ヶ丘小、二宮小、五郷小、鶴枝小、東部小、東郷小、豊岡小、萩原小の周辺道路及び八千代通りの6770メートルにおける交通安全対策のための区画線等の整備である」との答弁がありました。

さらに、「道路改良工事請負費の内容は何か」との質疑に対し、「大沢から真名、茂原高校

から長谷の各区間における改良工事である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市債権管理条例の制定について」申し上げます。

本案は、市の債権管理の適正化と市民負担の公平性の確保を図るため、条例を制定しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の条例制定は、むしろ遅いくらいである。窓口が一本化され、能率・効率がよくなるのではないか」との質疑に対し、「窓口を一本化するというのではなく、各所管で債権管理を行う。今回の条例制定は、事務のやり方を統一するのが目的である」との答弁がありました。

委員より、「当条例のようなものが存在するのは、県内においては5市のみである。市民は、個人所得の目減りによって私債権で困っている。わざわざ条例をつくる必要があるのか疑問がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については賛成者多数により原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の条例改正により、内容はどのように変わるのか」との質疑に対し、「災害対策基本法の一部改正に伴い、当市災害対策本部条例の引用条項の部分が、同法律第23条第7項から、第23条の2第8項へ変わるものであり、当市災害対策本部条例の内容そのものには変更はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市土地開発公社の解散について」申し上げます。

本案は、茂原市土地開発公社の活用による公共用地の先行取得の必要性がなくなったことにかんがみ、同公社に係る市の財政負担の軽減を図ることを目的として、第三セクター等改革推進債を活用して同公社を解散するため、公有地の拡大に関する法律第22条第1項の規定により、

議会の議決を求めるものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の解散手続きに際して、めどは立っているのか。また、第三セクター等改革推進債については、総務省からの許可はもらえるのか。また、30年償還は認められるのか」との質疑に対し、「当手続きについては、一定の方向性がついている」との答弁があり、また、「今議会で上程している関連3議案を議決していただいた上で、その議決証明書を総務省へ提出すれば、同意をいただけることとなる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第7号「地方財政法第33条の5の7第1項の規定に基づく地方債に係る許可の申請について」申し上げます。

本案は、茂原市土地開発公社を解散するための必要財源として、第三セクター等改革推進債を活用するにあたり、その起債許可を千葉県知事に申請するため、地方財政法第33条の5の7第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「借入先については、コンベンショナル方式によって対応する旨の説明が本会議においてされたが、長期間償還について相手方は応じてくれるのか。交渉は大丈夫なのか」との質疑に対し、「これまでの間に事前調査を行い、市と取引のある金融機関と口頭による事前交渉をしている。現在、金利は底の状況であり、借り入れ条件としては長期固定金利とする」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○教育福祉委員会委員長（加賀田隆志君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました認定案1件を除く報告1件、陳情2件について、14日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、本年6月25日に障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布され、また、6月29日には千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱が一部改正され、ともに7月1日に施行されることに伴い、茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、所要の改正を行い、6月29日に専決処分したものであるとの説明がありました。

採決の結果、報告第1号は全員異議なく承認することと決定いたしました。

次に、陳情第5号「『保育所の設置認可等の基準に関する指針』の内容を『県条例』にすることを求める意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市の保育室の面積は、国の基準及び県の指針に対してどうなっているのか。また、県の指針を県条例とした場合の影響は」との質疑に対して、「本市の保育室については、国の基準及び県の指針の面積基準を満たしており、県の指針が県条例となっても問題はないが、待機児童がいる東葛地域では、入所している乳幼児が退所しなければならないという問題が生じることとなる」との答弁がありました。

次に、「保育室の面積基準を県の指針に基づき条例化した場合、市町村の負担が増えるのか」との質疑に対して、「面積基準が厳しくなることにより、地域によっては新たな施設が必要となることから、市町村の負担が増えることとなる」との答弁がありました。

また、「県条例がつけられた場合は、県条例以下は設置が認められないのか」との質疑に対して、「県条例がつけられた場合は、それが設置認可の最低基準となる」との答弁がありました。

また、「ゆとりある保育環境を考えた場合は、県の指針が好ましいが、一方、待機児童の解消を考えると国の基準にすべきで、相反することから今後の審議会等の動向を見守っていく必要がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号は賛成者なく不採択することと決定しました。

次に、陳情第6号「介護保険制度の改善を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「介護給付費における国が負担する財政調整交付金の交付割合が本市では3.33%ということであるが、他の市町村も同程度なのか」との質疑に対して、「財政調整交付金は、市町

村ごとの介護保険財政の調整を行うため、給付費の5%相当分を交付するものであるが、割合については後期高齢者の加入割合や被保険者の所得段階別の分布状況等により、毎年算定が行われる。本市では、ここ数年は3%台であるが、市町村によっては5%を超えているところもある」との答弁がありました。

次に、「陳情では介護予防・日常生活支援総合事業の実施が市町村に委ねられ、軽度者への介護サービスの質の低下を招くとしている。本市は、本事業の導入について考えていないとのことだが、理由は」との質疑に対して、「介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な人材資源を含む社会資源の活用等により適切なサービスを効果的に提供しようとするものであるが、本事業は、創設されたばかりで導入実績がなく、また、事業の成果が明らかでないことから、本市では、現時点での導入は考えていないが、今後、県内他市の動向を踏まえ検討していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第6号は賛成者なく不採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件について、14日、本会議終了後、関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第2号「平成24年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算に754万9000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億5401万9000円にするものであります。

審査の過程において、「委託内容と雇用人数は」との質疑に対し、「下水道事業の公営企業会計への移行を将来的に見据え、資産台帳整備の準備作業として緊急雇用創出事業を活用し、工事台帳の電子データ化を行うものである。作業人数は6名で、そのうち5名が新規雇用である」との答弁があり、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第4号「茂原市景観条例の制定について」申し上げます。

本案は、景観法に基づく景観計画の策定とともに、市民、事業者、市が協働・連携し、本市の良好な景観まちづくりに取り組むため、新たに制定するものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「周知方法についての考えは」との質疑に対し、「市民への周知のほか、建築士会や宅建業協会など関係団体を通して周知徹底を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、「平成25年4月の条例施行時に、景観重要建造物や樹木として具体的な候補についての考えは」との質疑に対し、「候補としては、豊田川（通称天の川）、茂原公園、富士見公園のイチヨウ並木、ガスホルダー、藻原寺山門などが考えられる。民間のものを指定するには所有者の同意が必要であり、維持管理などの費用負担が生じることから、景観審議会等の意見を聴取し、十分協議をしながら決定していきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「景観重要建造物等の指定にあたっては、地域のシンボリックな存在となることから、慎重に対応されたい」との意見があり、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（初谷智津枝君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件並びに陳情1件について、14日、本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第10号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、外国人登録法が廃止されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、「広域連合の経費の支弁の方法に関する規定」について改正する必要があるため、関係地方公共団体と協議しようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「本市の外国人登録者数は」との質疑に対し、「住民基本台帳へ登録されている外国人住民は1061名であり、この

うち19名が後期高齢者医療の該当者となっている」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療制度における外国人住民の保険料負担割合は日本人と同じか」との質疑に対し、「日本人と同様の制度となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、陳情第7号「社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「本市において所得200万円世帯の国保税額はどの程度となるか」との質疑に対し、「一人世帯を例に算定すると、年額約28万4700円となる」との答弁がありました。

次に、「国保加入世帯のうち所得200万円以下の割合は」との質疑に対し、「約78%である」との答弁がありました。

次に、「本市の資格証明書の発行状況は」との質疑に対し、「現在、239世帯に交付している」との答弁がありました。

次に、「資格証明書を発行するまでのプロセスは」との質疑に対し、「保険税を1年以上滞納している世帯に対し、納付相談や生活状況調査を行い、資力があるにもかかわらず保険税を納付しない世帯や、連絡などが全く取れない居所不明世帯に対して発行している」との答弁がありました。

次に、「資格証明書の存在意義を行政としてどのように考えるか。また、資格証明書の発行を中止した場合、どのような影響があるか」との質疑に対し、「資格証明書は国保事業の健全な運営を図るため、また、被保険者間の負担の公平性の確保の観点から設けられたものと考えられる。資格証明書の発行を中止した場合、負担の公平性が保てず、保険税を納付しない加入者の増加による収納率の低下が危惧される」との答弁がありました。

次に、「資格証明書により10割負担で医療受診した件数はどの程度あるか」との質疑に対し、「現状においては把握できない」との答弁がありました。

また、委員より、「国保制度が抱える根本的な財源問題を解決しないまま徴収面だけ強化することは公平でなく、資格証明書の存在意義にも疑問を感じる。社会保障の観点から、国庫負担の引き上げと資格証明書発行の義務づけ中止を求める本陳情の願意をくみ取るべき」との意見、また、「国保制度は構造的な問題もあり、生活困窮者の救済という意味において陳情趣旨は理解できるが、資格証明書の発行にあってはきめ細かな対応が図られており、負担の公平性

の観点からも必要と考える」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第7号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第3号「茂原市債権管理条例の制定について」に反対し、さらに陳情第5号「『保育所の設置認可等の基準に関する方針』の内容を『県条例』にすることを求める意見書の提出を求める陳情」、続いて陳情第6号「介護保険制度の改善を求める陳情」、続きまして陳情第7号「社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

最初に、議案第3号「茂原市債権管理条例の制定について」述べます。

この条例の目的には、市民負担の公平性の確保や債権管理の適正化がうたわれており、そして条例制定により債権台帳の整備や徴収計画の策定を行い、督促の手続きを進めるというものです。また、議案質疑では、条例制定以前は債権管理を行うための全庁的な規定の整備がなかったが、それぞれの所管課においては個々に督促の債権管理事務を行っていたため、条例の制定で事務上の手続きの適正化が図れるとの当局答弁がありました。このような条例を定めたのは、県内でも現在5市にとどまっており、本市は県内でも突出した国保税等の滞納差し押さえ実績が示すとおり、今回の条例の制定はますますの管理強化に県内でも先陣を切って大きくかじを切るものであり、市民負担の公平性に立つというよりも、明らかに行政サイドの管理上の要求によるものと言わざるを得ません。債権放棄の要件について、第1に、債権の時効期間が満了したとき。第2に、債権者が著しい生活困窮状態にあり、資力回復が困難であると認められるとき。第3に、破産法の規定により債務者が債権に対する責任を免れたとき。第4に、債

務者の死亡、失踪、行方不明、その他これに準ずる事情にあり徴収の見込みがないと認められるときなどがあります。このような債権放棄の要件緩和には反対するものではありません。しかし、この条例案には、第7条から8条にわたり、督促、強制執行、履行期限の繰り上げ等の記述がなされています。これは非強制徴収公債権と私債権に対し、強制徴収公債権と同様に強制的に徴収する仕組みをつくるものであり、これは大きな問題であると言わざるを得ません。今、茂原市がやるべきことは、厳しい生活の中でも頑張っている市民を支援すること、返済が困難となっている市民の相談に乗り、暮らしを建て直すことです。債権の適切な管理というなら、台帳の整理、債権の放棄のみの条例規定で十分です。

以上を主な理由とし、本条例案には反対するものです。

次に、陳情第5号「『保育所の設置認可等の基準に関する指針』の内容を『県条例』にすることを求める意見書の提出を求める陳情」について述べます。

民主党政権による地域主権改革として、保育所の最低基準を求める権限が国から都道府県等に移管される千葉県では、その条例づくりが進められて、来年度、2013年には施行する予定になっています。問題は、本陳情にも述べられているように、国基準に上乘せしている県の現行基準ではなくて、劣悪な国基準をそのまま条例化させる内容であるからです。これが実施されれば、例えば乳児室の面積は現在の県の指導基準より3分の1、畳3枚から畳1枚分へと大幅に狭くなり、ほふく室や2歳以上の子供たちの生活する保育室も3分の2へと狭くなります。ほかにも、県独自に遊戯室や調乳室、沐浴室、職員休憩室などの設置を義務づけていますが、これが国の基準でもなくてもいいことになっています。しかも、国の基準は世界的に見れば先進国でも最下位です。保育関係者は、部屋の中に子供の数が増えると子供自身が不安定になり、1歳児は言葉が話せないが自我が芽生えるときなので、かみつきのトラブルが増えると詰め込みに不安の声が上がっています。最低基準が引き下げられ入所児童が増えたら、保育に悪い影響が出るのは、こうしたことから明らかです。

さらに、待機児童解消のためとの意見もありますが、これまで必要とした保育所整備を行おうとしない自公政権以来の国の保育政策にこそ責任があります。現在でも低すぎる基準をさらに後退させることは許されません。保護者が安心して利用できる保育充実のためにも、本陳情の採択を強く要望するものであります。

次に、陳情第6号「介護保険制度の改善を求める陳情」について述べます。

介護保険制度はスタートして12年、社会保障費削減を背景とした給付抑制と負担増で遂行してまいりました。この間、5回の制度見直しが行われましたが、改定のたびに利用者には予防

重視との名目で予防給付が創設され、介護度の軽い軽度者から介護ベッドや車椅子など福祉用具が取り上げられました。また、介護度を認定する認定制度の見直しが実施されるものの、関係団体や国民からの大批判で認定基準の大幅修正が行われましたが、一層の軽度判定が進むシステムにつくり変えるものとなりました。今後の高齢化によって介護サービスの需要爆発が見込まれる一方、介護サービスを提供する人材、財源には限りがあるとし、軽度者への介護サービスには今後、自助、自己責任、互助、近隣助け合いやボランティアとする方向で、ますます介護保険からの除外が進みます。

また、特養老人ホームなど高コスト施設の整備は今後も抑制し、介護度の高い重度者には、24時間、365日の巡回型訪問サービスの実施やケアつき高齢者住宅の建設など、在宅サービスの充実への対応、いわゆるケアの出前へと安上がりなサービスで高齢者を支えるというものです。度重なる介護報酬引き下げのため介護現場の労働条件は劣悪で、深刻な人手不足や、事業所の経営難など、介護サービス提供体制も弱体化しています。このような過酷な給付抑制にもかかわらず、介護保険料は値上がりを続け、高齢者の生活悪化へと拍車をかける現状です。

こうした事態の大もとには、国庫負担が2割しかないという制度の根本的な矛盾があります。介護保険制度前には、介護費用の50%あった国庫負担が介護保険制度開始後には25%とされ、その後にはさらに23%に引き下げられてしまいました。公費負担が制限されるもとは、給付費増は保険料の引き上げに直結します。高齢者には保険料値上げを我慢するか、介護サービスを受けるのを我慢するかという選択を迫り、制度改定のたびに負担増とサービス切り捨てが繰り返されることとなります。

以上の内容を持つ介護保険制度を本陳情の願意のとおり、誰もが必要なときに安心して利用できる制度に改善が必要です。ぜひ国への意見書を提出し、住民の願いを反映すべきではないでしょうか。

さて、次に陳情第7号「社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情」について述べます。

茂原市内の1万6865の国保税加入世帯の19.7%、3321世帯が国民健康保険税を滞納しており、そのうちの239世帯は医療機関の窓口で一旦医療費を全額支払わなければならない資格証明書世帯です。有効期限の短い短期保険証発行世帯が2637世帯です。また、所得未申告世帯を含めた所得200万円以下の世帯が滞納世帯の84.5%、資格証明書世帯の93.7%を占めています。以上は2012年6月1日現在のデータです。

県は、資格証明書の発行にあたっては、個々の実情を十分勘案するように市町村に指導して

いるとしていますが、国による資格証明書発行の義務づけと自治体の人員不足のもとで特別な事情の把握などきめ細かな対応ができていないことや、収納率アップのために差し押さえを強化し、滞納者の生活の実態とかけ離れた徴収業務が先行する事態も明らかになっています。

滞納世帯が増加する背景には、例えば所得200万円、40歳代の夫婦で子供2人のモデル世帯では39万円を超すという、県内でも上位の高すぎる保険税負担が市民を不況に陥れています。大企業の身勝手な雇用破壊による離職者、非正規雇用者の増大など、新たな貧困層の拡大があります。離職者の国保加入で無職者の占める割合も増加しています。国保制度は憲法25条に基づく社会保障と国民の健康の向上に寄与する国の制度です。支払い能力を超える保険税の負担、取り上げられる保険証、医療を受けたくてもお金がなくてかかれない、受診抑制の果てに手遅れで死に至る痛ましい事件の発生、これらは国民全てが安心して医療を受けられるようにという国保の目的とは明らかに逆行するものです。税負担の公平性を強調するなら、事業主負担のある他の保険制度との整合性と、これまで国の負担を以前の半分まで切り縮めてきたことなどを真っ先に勘案し、誰もが払える保険制度を目指すべきです。制度の欠陥をそのままに、税の公平性を盾に、加入者負担ばかりを押しつける現行制度の改善は待ったなしです。資格証の義務づけの停止、国庫負担率の抜本的引き上げを求める本陳情の願意は正当なものです。

以上を申し述べまして、本陳情の採択を求めるものであります。

以上で反対討論といたします。

○議長（伊藤すすむ君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号から第2号については、一括採決します。

報告第1号から第2号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがいまして、報告第1号から第2号についてはいずれも承認されました。

次に、議案第3号「茂原市債権管理条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は同意されました。

次に、議案第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。したがいまして、議案第9号は適任と認めることに決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第2号、第4号から第7号、第10号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第2号、第4号から第7号、第10号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は、3件であります。

最初に、陳情第5号「『保育所の設置認可等の基準に関する指針』の内容を『県条例』にすることを求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第5号について採決します。

陳情第5号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第5号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第6号「介護保険制度の改善を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第6号について採決します。

陳情第6号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第6号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第7号「社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第7号について採決します。

陳情第7号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第7号は不採択とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（伊藤すすむ君） 次に、議事日程第2「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会、教育福祉委員会の各委員長から、会議規則第99条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤すすむ君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤すすむ君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議

2. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 伊藤 すすむ 君

副議長 森川 雅之 君

1番	飯尾 暁 君	2番	前田 正志 君
3番	矢部 義明 君	4番	金坂 道人 君
5番	中山 和夫 君	6番	山田 きよし 君
7番	細谷 菜穂子 君	9番	平 ゆき子 君
10番	鈴木 敏文 君	11番	ますだ よしお 君
12番	田丸 たけ子 君	13番	加賀田 隆志 君
14番	腰川 日出夫 君	16番	深山 和夫 君
17番	勝山 穎郷 君	18番	竹本 正明 君
19番	初谷 智津枝 君	20番	関 好治 君
21番	早野 公一郎 君	22番	三枝 義男 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君
25番	田辺 正和 君	26番	金澤 武夫 君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	金 坂 正 利 君
企 画 財 政 部 長	麻 生 英 樹 君	市 民 部 長	森 川 浩 一 君
福 祉 部 長	大 野 博 志 君	経 済 環 境 部 長	前 田 一 朗 君
都 市 建 設 部 長	笠 原 保 夫 君	教 育 部 長	鳩 川 文 夫 君
企 画 財 政 部 参 事 (企画財政部次長事務取扱)	金 澤 信 義 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	相 澤 佐 君
市 民 部 次 長 (市民課長事務取扱)	古谷野 まり子 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	岡 本 幸 一 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	三 浦 幸 二 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	矢 部 吉 郎 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	小 高 隆 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 健 一 君
職 員 課 長	山 本 丈 彦 君	企 画 政 策 課 長 (本納駅東地区 土地区画整理担当)	十 枝 秀 文 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 澤 弘 道
主 幹	岡 本 弘 明
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

○議長（伊藤すすむ君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これもちまして、平成24年茂原市議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 1 時54分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年11月 1 日

茂原市議会議長 伊 藤 すすむ

茂原市議会副議長 森 川 雅 之

茂原市議会議員 早 野 公 一 郎

茂原市議会議員 三 枝 義 男